					八幡京田辺ジャンクション	—	377.304	—	637.080	—	1,026.744	—	1,676.184	1,749.246
				八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			久御山南	194.445	458.484	—	685.788	—	945.564	—	1,335.228	—	1,972.223	1,972.223
		久御山ジャンクション	—	442.248	693.906	—	921.210	—	1,180.986	—	1,570.650	—	2,220.090	2,293.152
	巨椋池	194.445	—	523.428	775.086	—	1,002.390	—	1,262.166	—	1,651.830	—	2,301.270	2,351.852
起　点	—	304.242	—	596.490	848.148	—	1,075.452	—	1,335.228	—	1,724.892	—	2,203.704	2,203.704

注　起点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

ただし、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ若しくは久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間を連続して通行する場合における、八幡京田辺ジャンクション又は久御山ジャンクションと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間（次表に金額の記載がない車種を除く。）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	518.519	518.519
久御山ジャンクション	740.741	740.741

普通車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	638.889	638.889
久御山ジャンクション	—	907.408

中型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	703.704	703.704
久御山ジャンクション	—	1,064.815

大型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	925.926	925.926
久御山ジャンクション	—	1,425.926

特大車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	1,444.445	1,444.445
久御山ジャンクション	—	2,259.260

ニ　一般国道１号（淀川左岸線延伸部）（以下「淀川左岸線延伸部」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、別添５の淀川左岸線延伸部のキロ程と阪神高速道路株式会社が管理する一般国道１号（淀川左岸線延伸部）等の利用距離を通算し、当該通行を１回の利用としたうえで、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含め、阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条（以下「道路整備特別措置法」という。）に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

ホ　一般国道２号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間＼車種	普通車	大型車	特大車
東側区間	190.477	285.715	666.667
西側区間	100.000	150.000	349.515

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

（注２）上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

（注３）神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行１回あたりの料金の額とする。